

京都市告示第137号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第36条の規定により令和5年3月31日付けで確認を辞退した特定教育・保育施設について、法第41条第2号の規定により、次のとおり告示します。

令和5年5月18日

京都市長 門川 大作

| 設置者の名称 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 特定教育・保育 施設の種類 |
|------------|----------|---------------------|------------------|
| 京都市長 門川 大作 | 京都市鏡山保育所 | 山科区厨子奥苗代元町 16番地5 | 保育所 |

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)